

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○北海道立女性ブラザの使用料の徴収事務の委託	(男女平等参画推進室)	二四
○結核予防法による医療担当機関の指定	(保健予防課)	二四
○身体障害者福祉法による医師の指定	(障害者保健福祉課)	二四
○身体障害者福祉法による更生医療を担当させる医療機関の指定	(障害者保健福祉課)	二四
○生活保護法による介護機関の指定	(保護課)	二五
○生活保護法による指定介護機関の変更(廃止)	(保護課)	二六
○肥料の登録の有効期間の更新	(道産食品安全室)	二七
○一般競争入札(物品の賃借)の実施	(農地調整課)	二八
○一般競争入札(物品の賃借)の実施	(農業経済課)	二八
○土地改良区の合併	(土地改良指導課)	二九
○土地改良区の役員の住所変更の届出	(土地改良指導課)	二九
○土地改良事業計画の変更の認可	(土地改良指導課)	三〇
○土地改良区連合の解散	(土地改良指導課)	三〇
○道営土地改良事業計画の決定	(土地改良指導課)	三〇
○道営土地改良事業変更計画の決定	(土地改良指導課)	三〇
○土地改良事業の施行の同意	(土地改良指導課)	三一
○土地改良事業の廃止の同意	(土地改良指導課)	三一
○土地改良事業の施行の協議の適否の決定	(土地改良指導課)	三一
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定	(土地改良指導課)	三一
○土地改良事業の完了の届出	(土地改良指導課)	三一
○道営土地改良事業の完了	(土地改良指導課)	三一
○一般競争入札(物品の賃借)の実施	(農業改良課)	三二
○一般競争入札(物品の賃借)の実施	(農産園芸課)	三三
○特定漁港漁場整備事業計画案の縦覧	(栽培振興課)	三三
○知事権限に係る保安林の指定の解除(二件)	(治山課)	三四
○基本測量の実施の通知	(建設部総務課)	三五
○基本測量の終了の通知	(建設部総務課)	三五

○公共測量の終了の通知	(建設部総務課)	三五
○土地収用法による事業の認定	(建設部総務課)	三五
○山村振興法による市町村道の代行事の開始	(道路計画課)	三五
○道路の区域の変更	(道路整備課)	三五
○道路の供用の開始	(道路整備課)	三六
○道路の区域の変更及び供用の開始(三件)	(道路整備課)	三六
○道路の区域の変更の一部改正	(道路整備課)	三七
○公有水面の埋立ての免許	(砂防災害課)	三七
○公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功認可	(砂防災害課)	三九
○公有水面の埋立ての承認	(砂防災害課)	四三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂防災害課)	四五
○都市計画の変更の決定	(都市計画課)	四五
○帯広圏都市計画その他の処理施設事業の認可	(都市計画課)	四五
○土地区画整理組合の理事の氏名等の届出	(都市環境課)	四六
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(都市環境課)	四六
○都市計画事業の認可	(公園下水道課)	四六
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(物品管理課)	四七

公 表

○公印の作成及び廃止	(法制文書課)	四七
○公印の改刻	(法制文書課)	四七
○公告	(法制文書課)	四七
○職務育成品種の品種登録	(農産園芸課)	四七

支庁告示

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(農産園芸課)	四七
○貸金業の規則等に関する法律の規定による貸金業者の登録の取消し	(農産園芸課)	四九
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(農産園芸課)	四九
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(農産園芸課)	四九

道公安委員会告示

○風営適正法施行条例第十三条の規定に基づく地域の指定	(農産園芸課)	四九
○風営適正法施行条例第三条第一項の規定に基づく地域の指定	(農産園芸課)	五〇
○遊技機の認定及び型式の検定等の告示	(農産園芸課)	五〇

道防災会議公表

○北海道地域防災計画(本編・地震防災計画編・原子力防災計画)の修正	(農産園芸課)	五四
-----------------------------------	---------	----

指 示

北海道告示第 589 号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、北海道立女性プ
ラザの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間における使用料の徴収の事務を次の
者に委託した。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- 1 受託者の名称 財団法人北海道女性協会
2 所 在 地 札幌市中央区北2条西7丁目1番地

北海道告示第 590 号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、医療を担当させる機関を
次のとおり指定した。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- 医 療 機 関 の 名 称 開 設 者 所 在 地 指定年月日
医療法人社団太田整形 医療法人社団太田整形 小樽市見晴町 8 - 平成14. 2. 1
外科医院 外科医院 24

北海道告示第 591 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり
指定した。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- 氏 名 診 療 科 目 従 業 場 所 指定年月日
三 川 義 博 内 科 小清水赤十字病院 平成14. 3. 20
佐 藤 進 一 内 科 江別市立病院 同
濱 田 文 人 外 科 ・ 内 科 小樽花園クリニック 同
中 野 敦 郎 循 環 器 科 留萌市立病院 同
渡 野 弘 樹 耳 鼻 咽 喉 科 留萌市立病院 同
菊 池 英 明 消 化 器 科 北海道厚生農業協同組合連合会 同
和 久 勝 昭 外 科 利尻島国保中央病院 同
松 本 都 内 科 社会福祉法人北海道社会事業協 同

- | | | | |
|---------|------------|------------------|---|
| 朝 田 政 克 | 心臓血管外科 | 会余市病院 | 同 |
| 石 田 隆 司 | 整 形 外 科 | 岩見沢労災病院 | 同 |
| 立 石 晋 | 消 化 器 科 | 函館中央病院 | 同 |
| 川 人 由美子 | 内 科 | 社会福祉法人函館共愛会共愛会病院 | 同 |
| 岩 田 徳 和 | 内 科 | 市立三笠総合病院 | 同 |
| 佐々木 彰 彦 | 外科・整形外科 | 市立三笠総合病院 | 同 |
| 大 井 成 夫 | 内 科 | 夕張市立総合病院 | 同 |
| 相 坂 治 彦 | 呼 吸 器 科 | 大井内科消化器科医院 | 同 |
| 稲 村 茂 樹 | 脳 神 経 外 科 | 北海道立北見病院 | 同 |
| 光 内 正 樹 | 内 科 | 北見脳神経外科病院 | 同 |
| 有 木 喜 和 | 内 科 | 登別厚生年金病院 | 同 |
| 富 岡 拓 志 | 内 科 | 北湯沢リハビリセンター診療部 | 同 |
| 佐 藤 克 俊 | 眼 科 | 総合病院伊達赤十字病院 | 同 |
| 笠 原 薫 明 | 内 科 | 社会福祉法人北海道社会事業協 | 同 |
| 笠 原 正 明 | 内 科 | 会帯広病院 | 同 |
| 仲 倉 正 明 | 内 科 | 市立芦別病院 | 同 |
| 須 江 洋 一 | 泌 尿 器 科 | 医療法人社団北柳会介護老人保 | 同 |
| 小 谷 典 之 | 泌 尿 器 科 | 健施設浦河緑苑 | 同 |
| 住 岡 秀 史 | 泌 尿 器 科 | 医療法人社団ピエタ会石狩病院 | 同 |
| 辻 住 秀 史 | 内 科 ・ 消化器科 | 医療法人社団帯広泌尿器科 | 同 |
| | 内 科 | 西村外科胃腸科 | 同 |
| | 内 科 | 社会福祉法人北海道社会事業協 | 同 |
| | 内 科 | 会余市病院 | 同 |

北海道告示第 592 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定により、更生医療を
担当させる医療機関を次のとおり指定した。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- | | | | | |
|------------------|---|--------------------|----------------|------------|
| 名 | 称 | 所 在 地 | 担当すべき
医療の種類 | 指定年月日 |
| 山 岸 齒 科 矯 正 齒 科 | | 苫小牧市字沼の端230 - 1202 | 齒科矯正に
関する医療 | 平成14. 4. 1 |
| 調剤薬局くすり工房
新橋館 | | 釧路市新橋大通3丁目2番15号 | ―― | 同 |

北 海 道 公 報

[illegible]

遠藤桔梗エタニイク リニツク	居宅療養 管理指導 変更前 変更後	函館市桔梗町432番80 函館市桔梗町432番80 函館市桔梗5丁目7番15号	変更・所在地 平成14. 2.12	興部町指定居宅介護支 援事業所	居宅介護 支援事業 変更前 変更後	紋別郡興部町字興部230 番地の11 0175100031 0175100171	変更・事業所番号 平成12. 7. 1
佐藤内科小児科医院	訪問看護 変更前 変更後	函館市桔梗町332番105 函館市桔梗町332番105 函館市桔梗4丁目8番25号	変更・所在地 平成14. 2.12	フジタ薬局城山店	居宅介護 支援事業 釧路市住吉2丁目3番11 号	廃止 平成13.12.31	
佐藤内科小児科医院	居宅療養 管理指導 変更前 変更後	函館市桔梗町332番105 函館市桔梗4丁目8番25号	変更・所在地 平成14. 2.12	フジタ薬局あしの店	居宅介護 支援事業 釧路市芦野2丁目10番12 号	同	
川崎眼科医院	居宅療養 管理指導 変更前 変更後	函館市桔梗町327番252 函館市桔梗町327番252 函館市桔梗3丁目23番12号	変更・所在地 平成14. 2.12	フジタ薬局あいこく店	居宅介護 支援事業 同 陽光町23番15号	同	
居宅介護支援事業所ハ ッビードウナン	居宅介護 支援事業 変更前 変更後	函館市桔梗町99番18 函館市桔梗3丁目41番10号 函館市桔梗町99番18	変更・所在地 平成14. 2.12	フジタ薬局くしろ店	居宅介護 支援事業 同 鶴ヶ岱2丁目8番 13号	同	
株式会社ケアサービス ドウナン	居宅介護 支援事業 変更前 変更後	函館市桔梗町99番18 函館市桔梗3丁目41番10号 函館市桔梗町99番18	変更・所在地 平成14. 2.12	フジタ薬局烏取店	居宅介護 支援事業 釧路市鳥取大通5丁目15 番1号	同	
ヘルパーステーション ドウナン	訪問介護 変更前 変更後	函館市桔梗町99番18 函館市桔梗3丁目41番10号 函館市桔梗町99番18	変更・所在地 平成14. 2.12	フジタ薬局おびひろ店	居宅介護 支援事業 帯広市西20条4丁目45番 14号	同	
有限会社北海道アピオ ス福祉用具貸与事業所	福祉用具 貸与 変更前 変更後	函館市桔梗町176番8 函館市桔梗1丁目20番5号 函館市桔梗町176番8	変更・所在地 平成14. 2.12	札幌・すがた医院	居宅介護 支援事業 小樽市緑2丁目2-5	同	同 14. 1.31

北海道告示第595号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効
期間を更新した。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産者	住所	登録有効期限
北海道 第2742号	魚廃物加工肥料	5.0カタクラ魚 臓加工肥料	窒素全量 5.0 りん酸全量 4.0	含有を許される有害物 質の最大量は、公定規 格のとおり	株式会社	カタクラフーズ 稚内市はまなす4丁目578番地2	平成17. 4.14
北海道 第2743号	副産動物質肥料	9.0水産加工副 産肥料	窒素全量 9.0 りん酸全量 2.0				

第1354号

報 公 道 北

北海道告示第596号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃貸借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ5台（1月当たりの単価）
- (2) 調達をする賃貸借物品等の仕様書 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成14年5月1日
- (4) 契 約 期 間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
- (5) 納 入 場 所 北海道農政部農地調整課

2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農地調整課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道庁赤れんが庁舎1階第5号会議室

- (2) 入 札 日 時 平成14年4月16日（火） 午後2時

- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道農政部農地調整課

- (2) 交 付 方 法 (1)の場所 で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限

の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の参加申込書を提出すること。

- (1) 提 出 期 限 平成14年4月12日（金）
- (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道農政部農地調整課調整係

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道農政部農地調整課調整係

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 212

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第597号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品の名称及び数量

サーバ1台、パーソナルコンピュータ26台、プリンタ15台ほか（1月当たりの単価）

- (2) 調達をする賃借物品の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日	平成14年5月1日
(4) 契約期間	平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長すること有り得る。
(5) 納入場所	北海道農政部農業経済課及び各支庁農業振興部農務課
2 入札に参加する者に必要な資格	次のいずれにも該当すること。
(1)	平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
(2)	道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3)	納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。
3 契約条項を示す場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農業経済課調整係
4 入札執行の場所及び日時	(1) 入札場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁赤レンガ庁舎 1階5号会議室 (2) 入札日時 平成14年4月16日(火) 午後2時00分 (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。
5 入札保証金	入札保証金は、免除する。
6 入札説明書の交付に関する事項	(1) 交付場所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農業経済課調整係 (2) 交付方法 (1)の場所で作付する。
7 郵便又は電報による入札	認めないものとする。
8 落札者の決定方法	北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第151条第1項の規定により定めた予定価格(1月当たりの単価)の制限の範囲内で最低の価格(1月当たりの単価)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。
9 契約書作成の要否	
10 入札参加申込書の提出	入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
(1) 提出期限	平成14年4月11日
(2) 提出場所	北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道農政部農業経済課調整係	
11 その他	(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(2)	入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱いは、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ	落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
(3)	契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称	北海道農政部農業経済課調整係
イ 所 在 地	郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 261
(4)	この入札の執行は、公開する。
(5)	詳細は、入札説明書による。
北海道告示第598号	
天塩川土地改良区、名寄土地改良区、風連土地改良区、士別土地改良区、士別川土地改良区、上士別土地改良区、剣淵土地改良区、和寒土地改良区及び温根別土地改良区の合併により、平成14年4月1日、名寄土地改良区、風連土地改良区、士別土地改良区、士別川土地改良区、上士別土地改良区、剣淵土地改良区、和寒土地改良区及び温根別土地改良区は解散した。	
天塩川土地改良区は、合併後存続し、定款を変更し、及び名称をてしおがわ土地改良区に変更した。	
平成14年4月5日	北海道知事 堀 達 也
北海道告示第599号	
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、音更町土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。	
平成14年4月5日	北海道知事 堀 達 也

理事・監事の氏名住所
の変更前後
理事 白木 勲 河東郡音更町十勝川温泉南
3丁目2番地 4丁目1番地26

北海道告示第 600 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成14年3月26日、恵庭土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更を認可した。
平成14年4月5日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 601 号

天塩川水系土地改良区連合は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項の規定により解散した。
平成14年4月5日

北海道知事 堀 達也

北海道告示第 602 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。
その関係書類は、平成14年4月9日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年4月5日

北海道知事 堀 達也

地区名 事業の種類 縦覧場所
香 福 かんがい排水 [明きよ排水] 北海道十勝支庁
栄 進 同 同
川 台 南 畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）] 同
(暗きよ、土層改良)

北海道告示第 603 号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成14年4月9日から20日間、一般の縦覧に供する。
平成14年4月5日

地区名 事業の種類 縦覧場所
北海道知事 堀 達也

喜 茂 別 畑地帯総合整備 [担い手支援型（単独土層改良）] 北海道後志支庁
(暗きよ、土層改良)

赤 井 川 畑地帯総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、農
道、区画整理、暗きよ、土層改良） 同
五 区 土地改良総合整備 [担い手支援型（単独施設整備）] 北海道上川支庁
(農業用排水)

瑞 生 2 土地改良総合整備 [担い手育成型]（区画整理、農業
用排水、暗きよ） 同
稲 荷 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、
暗きよ、区画整理） 同

中 央 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、
農道、暗きよ、区画整理） 同
置 杵 牛 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、
暗きよ、客土） 同

士 別 北 土地改良総合整備 [担い手育成型]（農業用排水、
農道、暗きよ、区画整理） 同
剣 淵 北 土地改良総合整備 [一般型]（農業用排水、暗き
よ） 同

南 土地改良総合整備 [緊急生産調整推進型]（農業用
排水、農道、暗きよ、区画整理） 同
南 第 2 土地改良総合整備 [緊急生産調整推進型]（農業用
排水、暗きよ、区画整理） 同

日 清 畑地帯総合整備 [緊急整備型]（農道、区画整理、暗
きよ） 同
平 和 畑場整備 [担い手育成型]（区画整理、農業用排水、
暗きよ、客土） 同

寿 第 2 畑場整備 [担い手育成型]（区画整理、暗きよ、農
道） 同
北 野 南 畑場整備 [担い手育成型]（区画整理、農道、暗き
よ） 同

西 徳 畑場整備 [担い手育成型]（区画整理、農業用排水、
暗きよ） 同
上 川 中山間地域総合整備（畑場整備、農業用排水、暗き
よ、農用地改良保全） 同

当 麻 東 中山間地域総合整備（農業用排水、畑場整備、客土、
暗きよ） 同
北 央 北 維 中山間地域総合整備（畑場整備、暗きよ） 同
藤 伸 農地保全整備（暗きよ、整地） 同

訓子府南 畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、土層改良、暗きよ、区画整理） 北海道網走支庁

沼の 上 農免農道整備 同

関内 畑地帯総合整備（農道、区画整理） 北海道胆振支庁

極東 ため池等整備【用排水施設整備】 同

早来 同【小規模用排水施設】 同

帯広中央 畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良） 北海道十勝支庁

帯広西 畑地帯総合整備【担い手育成型】（農業用排水、農道、暗きよ、土層改良） 同

奥春別 畑地帯総合整備（農業用排水、農道、農用地造成） 北海道釧路支庁

東養老牛 農免農道整備 北海道根室支庁

別海南部 担い手育成草地整備改良（農道） 同

北海道告示第 604 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成14年 4 月 5 日

同意年月日 事業主体名 地区名 事業の種類 堀達也

平成14. 3. 28 新篠津村 美原 維持管理

同 江別市 同 同

同 当別町 同 同

北海道告示第 605 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の廃止に同意した。

平成14年 4 月 5 日

同意年月日 事業主体名 地区名 事業の種類 堀達也

平成14. 3. 28 新篠津村 美原 維持管理

同 江別市 同 同

同 当別町 同 同

北海道告示第 606 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、美瑛町が行う土地改良（水上地区基盤整備促進【基盤整備】（農道））事業の施行の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道上川支庁に備え置いて、平成14年 4 月 9 日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 5 日

北海道知事 堀達也

北海道告示第 607 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、鹿追町が行う土地改良（美瑛地区基盤整備促進【基盤整備】（農道））事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、北海道十勝支庁に備え置いて、平成14年 4 月 9 日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 5 日

北海道知事 堀達也

北海道告示第 608 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成14年 4 月 5 日

事業主体名 地区名 事業の種類 堀達也

道央農業協同組合 中島 基盤整備促進【基盤整備】（暗きよ） 平成13.10.31

北石狩農業協同組合 太美西 基盤整備促進【基盤整備】（暗きよ） 同 13.11.20

北海道告示第 609 号

次のとおり道営土地改良事業の工事の完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成14年 4 月 5 日

地区名 事業の種類 北海道知事 堀達也

鹿沼 一般農道整備（広域関連） 完了年月日 平成 8.11.15

第1354号

胆振東部	広域営農団地農道整備	平成10. 3.13
胆振西部	同	同 12. 3.21
洞 爺	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農道)	同 11. 6.30
同	同	同 13. 3.22
同	同	同 13. 2.13
同	同	同 12.10.31
同	同	同 13. 2.13

北海道告示第610号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータ1台及び周辺機器等（1月当たりの単価）
 - (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
 - (3) 納 入 期 日 平成14年5月1日
 - (4) 契 約 期 間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。
 - (5) 納 入 場 所 北海道農政部農業改良課
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
 - (1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
 - (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - (3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。
- 3 契約条項を示す場所
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農業改良課調整係
- 4 入札執行の場所及び日時
 - (1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁赤れんが庁舎1階 5号会議室
 - (2) 入 札 日 時 平成14年4月16日 午後2時
 - (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 - (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

- 5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農業改良課調整係
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 7 郵便又は電報による入札
認めないものとする。
- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書作成の要否
要
- 10 入札参加申込書の提出
入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。
 - (1) 提 出 期 限 平成14年4月10日
 - (2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部農業改良課調整係
- 11 そ の 他
 - (1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道農政部農業改良課調整係
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 361
 - (4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第611号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

1 入札に付する事項

(1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量

パーソナルコンピュータ5台、プリンタ2台（1月当たりの単価）

(2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成14年5月1日

(4) 契 約 期 間 平成14年5月1日から平成15年3月31日まで。ただし、予算の範

囲内で、平成18年4月30日を限度に当該契約期間を延長すること
が有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道農政部農産園芸課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成13年北海道告示第19号及び平成14年北海道告示第9号に規定する物品の賃貸借の

資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 納入した賃借物品について、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道農政部農産園芸課調整係

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

(2) 入 札 日 時 北海道庁赤れんが庁舎1階 5号会議室

(3) 開 札 場 所 平成14年4月16日（火） 午後2時

(4) 開 札 日 時 (1)に同じ。

(5) 入 札 保 証 金 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金 入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道農政部農産園芸課調整係

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 郵便又は電報による入札

認めないものとする。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第

1項の規定により定めたる予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内であって最低の価
格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

(1) 提 出 期 限 平成14年4月12日

(2) 提 出 場 所 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

北海道農政部農産園芸課調整係

11 そ の 他

(1) 開札の時において、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の

105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業

者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道農政部農産園芸課調整係

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 27 - 712

(4) この入札の執行は、公開する。

(5) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第612号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、36地区に係る特定
漁港漁場整備事業計画（案）を作成したので、次のとおり縦覧に供する。

なお、意見を述べようとする者は、平成14年4月25日（縦覧期間満了の日）までに、意見
の内容を記載した書面に、「(1)氏名又は名称(2)住所(3)連絡先(4)年齢(5)性別」を添えて提出す

ることができる。
また、意見の提出方法は、原則として持参、郵便、ファクシミリ又は電子メールによることとし、その提出先は、関係支庁経済部水産課（室）とする。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達也

1	計画地区及び縦覧場所				
	計画地区名	縦	覧	場	所
	石狩後志	北海道石狩支庁経済部水産室及び後志支庁経済部水産課			
	知恵山日浦	北海道渡島支庁経済部水産課			
	南茅部	同			
	南茅部大船	同			
	砂原	同			
	森落	同			
	八雲部	同			
	長万部	同			
	渡島南部	同			
	渡島南部	同			
	大成久遠	北海道檜山支庁経済部水産課			
	檜山恵内	同			
	神留	北海道後志支庁経済部水産課			
	留萌海	北海道留萌支庁経済部水産課			
	枝幸	北海道宗谷支庁経済部水産課			
	稚内	同			
	礼文船泊	同			
	利礼海	同			
	湧別	北海道網走支庁経済部水産課			
	湧別	同			
	雄武	同			
	雄武	同			
	常呂	同			
	伊達	北海道胆振支庁経済部水産課			
	胆振海	同			
	様似冬島	北海道日高支庁経済部水産課			

日高海域 同
浦幌豊頃 北海道十勝支庁経済部水産課
十勝海域 同
白糠 北海道釧路支庁経済部水産課
昆布森 同
浜中散布 同
別津 北海道根室支庁経済部水産課
標津 同
計 36 地区

2 縦覧図書

特定漁港漁場整備事業計画（案）

3 縦覧期間

平成14年4月5日から25日まで

（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

4 縦覧時間

午前9時から午後5時まで

北海道告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達也

- 1 解除に係る保安林の所 標準郡標準町字古多糠16の7
- 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

北海道告示第614号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達也

- 1

解除に係る保安林の所
在場所

河東郡士幌町字士幌168の11（次の図に示す部分に限る。）
- 2

保安林として指定され
た目的

風害の防備
- 3

解 除 の 理 由

排水路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び士幌町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第 615 号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）
第14条第 1 項の規定による通知があった。

平成14年 4 月 5 日

- 北海道知事

堀 達 也
- 1

作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2

作業期間

平成14年 4 月11日から平成15年 3 月20日まで
- 3

作業地域

札幌市、恵庭市、北広島市、函館市、七飯町、大野町、上磯町

北海道告示第 616 号

国土地理院長から、次のとおり基本測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律第
188号）第14条第 2 項の規定による通知があった。

平成14年 4 月 5 日

- 北海道知事

堀 達 也
- 1

作業種類

基本測量（1：25,000地形図修正測量）
- 2

作業期間

平成13年 4 月11日から平成14年 3 月20日まで
- 3

作業地域

北海道全域

北海道告示第 617 号

室蘭開発建設部長から、次のとおり公共測量の実施が終了した旨、測量法（昭和24年法律
第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定による通知があった。

平成14年 4 月 5 日

- 北海道知事

堀 達 也
- 1

作業種類

公共測量（路線測量に伴う 2 級基準点測量）
- 2

作業期間

平成13年 6 月 4 日から 9 月25日まで
- 3

作業地域

虻田町

北海道告示第 618 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成14年 4 月 5 日

- 北海道知事

堀 達 也
- 1

起 業 者 の 名 称

礼文町
- 2

事 業 の 種 類

自然体験公園整備事業
- 3

起 業 地

北海道礼文郡礼文町大字香深村字カフカイ地内
- (1)

収 用 の 部 分

なし
- (2)

使 用 の 部 分

なし
- 4

起業地を表示する
図面の縦覧場所

礼文町教育委員会

北海道告示第 619 号

山村振興法（昭和40年法律第64号）第11条第 1 項の規定による村道の工事を次のとおり開
始する。
平成14年 4 月 5 日

- 北海道知事

堀 達 也
- 1

路 線 名

島牧村道賀老高原通線
- 2

工 事 区 間

島牧郡島牧村字江ノ島561番 1 地先から
島牧郡島牧村字賀老62番 4 地先まで
- 3

工 事 の 種 類

改築
- 4

工事開始の日

平成14年 4 月26日

北海道告示第 620 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更した。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示
の日から 2 週間、一般の縦覧に供する。

平成14年 4 月 5 日

- 北海道知事

堀 達 也
- 1

道路の種類

道道
- 2

路 線 名

上雨紛台場線
- 3

道路の区域

区 間 変更前 敷地の幅員 延長 国道等との重複区間

第1354号

旭川市神居町台場23番2地先(河川敷地)から旭川市神居町台場91番2地先まで	前	12.90mから33.20mまで	560.20m	—
旭川市神居町台場23番2地先(河川敷地)から旭川市神居町台場75番6地先まで	後	12.90mから33.20mまで	560.20m	—
	後	19.00mから57.80mまで	484.09m	—

北海道告示第621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

路線名	供用開始の区間	北海道知事堀達也
道路 東川東神楽旭川線	上川郡東神楽町字東神楽39番44地先から上川郡東神楽町字東神楽30番6地先まで	平成14.4.5

北海道告示第622号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

道路 瑞穂旭川停車場線	旭川市東旭川町日ノ出51番1地先から旭川市東旭川町日ノ出51番1地先まで	同
道路 和寒幌加内線	上川郡和寒町字西和70番地先から上川郡和寒町字西和78番1地先まで	同
道路 西風連名寄線	名寄市字曙801番5地先から名寄市字曙802番4地先まで	同
道路 歌登咲来停車場線	中川郡音威子府村字咲来487番地先から中川郡音威子府村字咲来221番地先まで	同

北海道知事堀達也

北海道

1 道路の種類	道道	変更新後の別
2 道路の路線名、区域及び縦覧場所	線名区間	敷地の幅員延長国道等との重複区間縦覧場所
愛別当麻旭川線	上川郡愛別町字東町1439番1地先(河川敷地)から上川郡愛別町字東町198番6地先まで	13.50mから50.50mまで377.10m—北海道旭川土木現業所
	前	13.60mから78.20mまで397.14m—
	後	13.60mから78.20mまで397.14m—
雨竜旭川線	上川郡鷹栖町1191番23地先から上川郡鷹栖町北1条1丁目748番18地先まで	14.54mから14.54mまで269.12m—同
	前	20.00mから20.00mまで269.12m—
	後	9.00mから11.00mまで140.50m—同
和寒幌加内線	上川郡和寒町字西和583番1地先から上川郡和寒町字西和596番3地先まで	13.50mから23.85mまで147.09m—
	前	13.50mから23.85mまで147.09m—
	後	23.85mまで147.09m—

雨 竜 旭 川 線	上川郡鷹栖町南1条1丁目739番16地先から 上川郡鷹栖町南2条1丁目742番26地先まで	前	14.54mから 14.54mまで	537.69m	—	北海道旭川土木現業所
		後	20.00mから 20.00mまで	537.69m	—	
温根別剣淵停車場線	上川郡剣淵町字オンスベツ原野2512番1地先から 上川郡剣淵町字オンスベツ2513番1地先まで	前	10.90mから 10.90mまで	220.00m	同	
		前	23.00mから 28.00mまで	220.00m	—	
		後	23.00mから 28.00mまで	220.00m	—	

北海道告示第 623 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

1 道路の種類	道道	北海道知事	堀 達 也
2 路 線 名	洞爺虹田線		
3 道路の区域	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 延 長 国道等との重複区間
	虹田郡虹田町字月浦8番2 地先（河川敷地）から虹田 郡虹田町字洞爺湖温泉町 197番7地先（河川敷地） まで	前 後	6.50mから 18.00mまで 1,294.27m — 11.00mから 28.66mまで 1,294.27m —

北海道告示第 624 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道稚内土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

1 道路の種類	道道	北海道知事	堀 達 也
---------	----	-------	-------

2 路 線 名 豊富中頓別線

3 道路の区域

	区 間	変更前 後の別	敷地の幅員	延 長	国 道 等 と の 重 複 区 間
	枝幸郡中頓別町字上駒 146番1地先から枝幸郡 中頓別町字上駒146番1 地先（一般国道275号線 交点）まで	前	22.00mから 28.00mまで	84.81m	一般国道275号線 重複L = 25.89m
	枝幸郡中頓別町字上駒 146番1地先から枝幸郡 中頓別町字上駒491番地 先（一般国道275号線交 点）まで	後	22.00mから 36.00mまで	157.18m	一般国道275号線 重複L = 24.50m

北海道告示第 625 号

平成14年北海道告示第493号（道路の区域の変更）の一部を次のように改正する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也
「道路の区域を次のとおり変更した」を「平成14年4月1日に道路の区域を次のとおり変更する」に改める。

北海道告示第 626 号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成14年4月5日

第1354号

北海道公報

北 海 道

北海道知事 堀 達 也	
1 免許年月日	平成14年3月26日
2 免許を受けた者	
(1) 名称	斜里町土地開発公社
(2) 住所	斜里郡斜里町本町12番
(3) 代表者の氏名	理事長 午来 昌
3 埋立区域	
(1) 位置	斜里郡斜里町ウトロ西176番地先の公有水面
(2) 区域	A区域
次の①の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	
①の地点	漁港原点四等三角点宇登呂（北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、X = 8,171,500、Y = 59,603,610）から方向角183度57分02秒の方向499.94mの地点
②の地点	①の地点から方向角131度09分18秒の方向36.68mの地点
③の地点	②の地点から方向角182度04分23秒の方向6.30mの地点
④の地点	③の地点から方向角232度59分59秒の方向63.92mの地点
⑤の地点	④の地点から方向角277度59分58秒の方向7.07mの地点
⑥の地点	⑤の地点から方向角323度00分01秒の方向35.69mの地点
⑦の地点	⑥の地点から方向角7度59分58秒の方向7.07mの地点
⑧の地点	⑦の地点から方向角53度00分00秒の方向54.34mの地点
B区域	
次の⑨の地点から⑳の地点までを順次に結んだ線及び⑨の地点と㉔の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	
⑨の地点	漁港原点四等三角点宇登呂（北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、X = 8,171,500、Y = 59,603,610）から方向角156度14分25秒の方向400.43mの地点
⑩の地点	⑨の地点から方向角100度50分48秒の方向5.02mの地点
⑪の地点	⑩の地点から方向角121度59分53秒の方向27.11mの地点
⑫の地点	⑪の地点から方向角156度01分26秒の方向11.09mの地点
⑬の地点	⑫の地点から方向角210度32分44秒の方向12.05mの地点
⑭の地点	⑬の地点から方向角212度07分29秒の方向61.30mの地点
⑮の地点	⑭の地点から方向角213度16分31秒の方向39.77mの地点
⑯の地点	⑮の地点から方向角215度34分42秒の方向39.77mの地点

⑰の地点	⑯の地点から方向角217度52分52秒の方向39.77mの地点
⑱の地点	⑰の地点から方向角220度10分58秒の方向39.77mの地点
⑲の地点	⑱の地点から方向角222度29分04秒の方向39.77mの地点
⑳の地点	⑲の地点から方向角225度00分15秒の方向28.80mの地点
㉑の地点	⑳の地点から方向角274度20分43秒の方向13.21mの地点
㉒の地点	㉑の地点から方向角323度00分02秒の方向65.37mの地点
㉓の地点	㉒の地点から方向角7度59分58秒の方向7.07mの地点
㉔の地点	㉓の地点から方向角52度59分58秒の方向75.71mの地点
㉕の地点	㉔の地点から方向角41度09分12秒の方向187.29mの地点
㉖の地点	㉕の地点から方向角25度50分12秒の方向14.42mの地点
C区域	
次の㉗の地点から㉚の地点までを順次に結んだ線及び㉗の地点と㉚の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	
㉗の地点	漁港原点四等三角点宇登呂（北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、X = 8,171,500、Y = 59,603,610）から方向角155度21分31秒の方向460.19mの地点
㉘の地点	㉗の地点から方向角194度19分29秒の方向67.84mの地点
㉙の地点	㉘の地点から方向角207度51分25秒の方向70.90mの地点
㉚の地点	㉙の地点から方向角216度09分21秒の方向46.46mの地点
㉛の地点	㉚の地点から方向角234度33分28秒の方向142.91mの地点
㉜の地点	㉛の地点から方向角45度16分49秒の方向46.38mの地点
㉝の地点	㉜の地点から方向角42度38分57秒の方向46.38mの地点
㉞の地点	㉝の地点から方向角40度01分09秒の方向46.38mの地点
㉟の地点	㉞の地点から方向角37度23分11秒の方向46.38mの地点
㊱の地点	㉟の地点から方向角34度45分25秒の方向46.38mの地点
㊲の地点	㊱の地点から方向角32度07分30秒の方向23.19mの地点
A区域	
B区域	
C区域	
計	27,234.70㎡（海浜地盛土 4,639.93㎡）

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置	斜里郡斜里町ウトロ西176番地先及び176番
(2) 区域	次の㉜の地点から㉚の地点までを順次に結んだ線及び㉜の地点と㉚の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）

㊦ の地点 海港原点四等三角点宇登呂（北緯14度04分16秒083、東経144度59分39秒059、$X = 8,171.500$、$Y = 59,603.610$）から方向角164度14分46秒の方向318.36mの地点 ロ の地点 ㊦ の地点から方向角119度29分51秒の方向166.05mの地点 ハ の地点 ロ の地点から方向角205度10分50秒の方向47.87mの地点 ニ の地点 ハ の地点から方向角201度49分27秒の方向62.92mの地点 ホ の地点 ニ の地点から方向角208度34分40秒の方向23.31mの地点 ヘ の地点 ホ の地点から方向角211度50分47秒の方向46.46mの地点 コ の地点 ヘ の地点から方向角220度00分56秒の方向46.52mの地点 チ の地点 コ の地点から方向角227度31分42秒の方向47.31mの地点 リ の地点 チ の地点から方向角230度46分42秒の方向47.75mの地点 ヌ の地点 リ の地点から方向角236度32分44秒の方向49.03mの地点 ル の地点 ヌ の地点から方向角238度18分54秒の方向49.20mの地点 ヲ の地点 ル の地点から方向角230度52分02秒の方向15.59mの地点 ワ の地点 ヲ の地点から方向角256度37分49秒の方向35.05mの地点 カ の地点 ワ の地点から方向角310度01分12秒の方向17.44mの地点 ヨ の地点 カ の地点から方向角337度30分20秒の方向143.91mの地点 (3) 面 積 79,328.36m² 5 埋 立 地 の 用 途 漁村再開発施設用地、住宅用地、商業施設用地、道路用地 北海道告示第 627 号 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。 平成14年 4 月 5 日		㊦ の地点と15の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） （四等三角点鵜苫（北緯12度08分09秒0840 東経142度52分26秒3229、$X = -206,863.380$ $Y = 51,575.720$）から方向角145度45分55秒の方向844.68mの地点 1 の地点 2 の地点から方向角16度17分50秒の方向15.99mの地点 2 の地点 3 の地点から方向角286度11分08秒の方向70.06mの地点 3 の地点 4 の地点から方向角196度13分51秒の方向15.96mの地点 4 の地点 5 の地点から方向角286度12分48秒の方向72.31mの地点 5 の地点 6 の地点から方向角196度12分00秒の方向60.07mの地点 6 の地点 7 の地点から方向角286度20分00秒の方向13.57mの地点 7 の地点 8 の地点から方向角16度04分20秒の方向59.49mの地点 8 の地点 9 の地点から方向角45度21分31秒の方向31.23mの地点 9 の地点 10 の地点から方向角48度23分52秒の方向34.61mの地点 10 の地点 11 の地点から方向角83度49分16秒の方向19.79mの地点 11 の地点 12 の地点から方向角94度22分59秒の方向51.02mの地点 12 の地点 13 の地点から方向角92度28分17秒の方向13.93mの地点 13 の地点 14 の地点から方向角106度11分23秒の方向44.60mの地点 9,635.11m² ウ 面 積 (4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号 平成 6 年 9 月30日 砂防第3125号指令 (5) 公有水面埋立法第22条第 3 項の市町村名 様似町	
1(1) しゅん功認可の年月日 平成14年 3 月27日 (2) しゅん功認可を受けた者 北海道 ア 氏 名 又 は 名 称 札幌市中央区北3条西6丁目 イ 住 所 北海道知事 堀 達也 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 様似郡様似町字鵜苫115番、121番、122番、122番1、128番1、128番2、128番3、129番2、129番5、134番1、134番3及び135番1地先の公有水面 イ 区 域 次の1の地点から15の地点までを順次に結んだ線及び1		2(1) しゅん功認可の年月日 平成14年 3 月27日 (2) しゅん功認可を受けた者 北海道 ア 氏 名 又 は 名 称 札幌市中央区北3条西6丁目 イ 住 所 北海道知事 堀 達也 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 様似郡様似町字鵜苫1066番地先の公有水面 イ 区 域 次の1の地点から8の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と8の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	

ウ 面 積	1の地点	四等三角点鵜苫（北緯42度08分09秒0840 東経142度52分26秒3229、X = - 206.863.380 Y = 51.575.720）から方向角156度48分31秒の方向773.98 mの地点
	2の地点	1の地点から方向角285度58分35秒の方向6.11 mの地点
	3の地点	2の地点から方向角16度11分04秒の方向60.02 mの地点
	4の地点	3の地点から方向角286度11分23秒の方向37.30 mの地点
	5の地点	4の地点から方向角16度01分03秒の方向12.10 mの地点
	6の地点	5の地点から方向角106度14分23秒の方向46.66 mの地点
	7の地点	6の地点から方向角225度08分49秒の方向13.77 mの地点
	8の地点	7の地点から方向角115度09分58秒の方向3.38 mの地点
	積	886.43㎡
	(4) 免許年月日及び番号	平成7年8月4日 砂防第3067号指令
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	様似町	
3(1) しゅん功認可の年月日	平成14年3月27日	
(2) しゅん功認可を受けた者	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	
イ 住 所	北海道知事 堀 達也	
ウ 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也	
(3) 埋 立 区 域	浦河郡浦河町字東栄94番2、99番1及び99番3地先の公有水面	
ア 位 置	浦河郡浦河町字東栄99番1、99番3、103番6及び758番地先の公有水面	
イ 区 域	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	
第1工区	北海道知事 堀 達也	
1の地点	次の1の地点から4の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 東栄漁港原点（北緯42度11分02秒9788 東経142度42分08秒1455、X = - 201.588.478 Y = 37.353.869）から方向角124度13分02秒の方向170.47 mの地点	
2の地点	1の地点から方向角176度01分53秒の方向1.01 mの地点	
3の地点	2の地点から方向角265度55分28秒の方向38.07 mの地点	
4の地点	3の地点から方向角9度56分52秒の方向1.04 mの地点	
5の地点	4の地点から方向角85度55分54秒の方向25.21 mの地点	
ウ 面 積	6の地点	5の地点から方向角115度21分52秒の方向0.14 mの地点
	7の地点	6の地点から方向角7度41分46秒の方向0.07 mの地点
	第2工区	次の8の地点から14の地点までを順次に結んだ線及び8の地点と14の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
	8の地点	東栄漁港原点（北緯42度11分02秒9788 東経142度42分08秒1455、X = - 201.588.478 Y = 37.353.869）から方向角134度07分28秒の方向141.03 mの地点
	9の地点	8の地点から方向角189度20分24秒の方向1.54 mの地点
	10の地点	9の地点から方向角265度50分38秒の方向54.02 mの地点
	11の地点	10の地点から方向角356度00分55秒の方向3.43 mの地点
	12の地点	11の地点から方向角352度40分14秒の方向6.56 mの地点
	13の地点	12の地点から方向角85度40分34秒の方向20.36 mの地点
	14の地点	13の地点から方向角175度00分38秒の方向8.53 mの地点
計	38.47㎡	
(4) 免許年月日及び番号	昭和57年6月29日 港湾第78号指令	
(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	浦河町	
4(1) しゅん功認可の年月日	平成14年3月27日	
(2) しゅん功認可を受けた者	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	
イ 住 所	北海道知事 堀 達也	
ウ 代 表 者 の 氏 名	北海道知事 堀 達也	
(3) 埋 立 区 域	浦河郡浦河町字東栄99番1、99番3、103番6及び758番地先の公有水面	
ア 位 置	浦河郡浦河町字東栄99番1、99番3、103番6及び758番地先の公有水面	
イ 区 域	北海道 札幌市中央区北3条西6丁目	
1の地点	次の1の地点から4の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と4の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用） 東栄漁港原点（北緯42度11分02秒9788 東経142度42分08秒1455、X = - 201.588.478 Y = 37.353.869）から	

平成十四年四月五日

7(1) しゅん功認可の年月日 (2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又 は 名 称 イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域	5の地点	4の地点から方向角139度35分36秒の方向1.50mの地点
	6の地点	5の地点から方向角49度34分50秒の方向10.35mの地点
	7の地点	6の地点から方向角139度13分43秒の方向21.49mの地点
	8の地点	7の地点から方向角226度47分08秒の方向0.59mの地点
	9の地点	8の地点から方向角318度47分22秒の方向7.41mの地点
	10の地点	9の地点から方向角229度17分40秒の方向90.03mの地点
	11の地点	10の地点から方向角319度13分17秒の方向30.00mの地点
	12の地点	11の地点から方向角49度13分20秒の方向89.99mの地点
	13の地点	12の地点から方向角319度13分19秒の方向70.00mの地点
	14の地点	13の地点から方向角49度13分21秒の方向24.00mの地点
	15の地点	14の地点から方向角319度13分18秒の方向9.99mの地点
	16の地点	15の地点から方向角229度13分21秒の方向8.00mの地点
	積 面	6,969.01㎡
	(4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号	昭和62年 7 月 4 日 海港第703号指令
	(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	浦河町
	7(1) しゅん功認可の年月日	平成14年 3 月27 日
(2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又 は 名 称 イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域	北海道	北海道
	札幌市中央区北3条西6丁目	札幌市中央区北3条西6丁目
	北海道知事 堀 達也	北海道知事 堀 達也
	幌泉郡えりも町字東洋289番、291番2、292番1、292番3、299番13、299番14、372番1、372番4、373番1、373番2及び541番地先の公有水面	幌泉郡えりも町字歌別113番、115番、116番、117番、1029番及び1031番地先の公有水面
	次の1の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	次の1の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
	四等三角点東洋（北緯41度57分05秒3868 東経143度12分47秒0019、X = - 227.076.630 Y = 79,833.300）から方向角139度45分42秒の方向957.91mの地点	四等三角点東洋（北緯41度57分05秒3868 東経143度12分47秒0019、X = - 227.076.630 Y = 79,833.300）から方向角139度45分42秒の方向957.91mの地点
	1の地点	3の地点から方向角313度02分33秒の方向4.03mの地点
	2の地点	1の地点から方向角313度02分33秒の方向4.03mの地点
	3の地点	2の地点から方向角225度52分19秒の方向1.06mの地点
	4の地点	3の地点から方向角313度15分07秒の方向18.40mの地点
	5の地点	4の地点から方向角359度22分32秒の方向53.39mの地点
	6の地点	5の地点から方向角63度12分44秒の方向66.99mの地点
	7の地点	6の地点から方向角100度45分36秒の方向63.33mの地点
	8の地点	7の地点から方向角90度27分31秒の方向54.96mの地点
	9の地点	8の地点から方向角133度39分54秒の方向112.89mの地点
	10の地点	9の地点から方向角88度27分21秒の方向7.07mの地点
(4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号	11の地点	10の地点から方向角43度32分18秒の方向52.39mの地点
	12の地点	11の地点から方向角113度42分14秒の方向10.57mの地点
	13の地点	12の地点から方向角223度34分03秒の方向97.95mの地点
	14の地点	13の地点から方向角313度43分52秒の方向2.10mの地点
	15の地点	14の地点から方向角223度32分04秒の方向85.10mの地点
	16の地点	15の地点から方向角134度14分54秒の方向4.20mの地点
	17の地点	16の地点から方向角223度36分39秒の方向9.97mの地点
	18の地点	17の地点から方向角313度34分05秒の方向10.21mの地点
	19の地点	18の地点から方向角43度33分20秒の方向80.06mの地点
	20の地点	19の地点から方向角313度40分05秒の方向160.04mの地点
	21の地点	20の地点から方向角223度31分37秒の方向39.99mの地点
	22の地点	21の地点から方向角313度36分40秒の方向15.98mの地点
	積 面	14,921.02㎡
	(4) 免 許 年 月 日 及 び 番 号	平成元年 4 月 6 日 砂防第3017号指令
	(5) 公有水面埋立法第22条第3項の市町村名	えりも町
	7(1) しゅん功認可の年月日	平成14年 3 月27 日
(2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又 は 名 称 イ 住 所 ウ 代 表 者 の 氏 名 (3) 埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域	北海道	北海道
	札幌市中央区北3条西6丁目	札幌市中央区北3条西6丁目
	北海道知事 堀 達也	北海道知事 堀 達也
	幌泉郡えりも町字歌別113番、115番、116番、117番、1029番及び1031番地先の公有水面	幌泉郡えりも町字歌別113番、115番、116番、117番、1029番及び1031番地先の公有水面
	次の1の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	次の1の地点から22の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と22の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
	四等三角点東洋（北緯41度57分05秒3868 東経143度12分47秒0019、X = - 227.076.630 Y = 79,833.300）から方向角139度45分42秒の方向957.91mの地点	四等三角点東洋（北緯41度57分05秒3868 東経143度12分47秒0019、X = - 227.076.630 Y = 79,833.300）から方向角139度45分42秒の方向957.91mの地点
	1の地点	3の地点から方向角313度02分33秒の方向4.03mの地点
	2の地点	1の地点から方向角313度02分33秒の方向4.03mの地点
	3の地点	2の地点から方向角225度52分19秒の方向1.06mの地点
	4の地点	3の地点から方向角313度15分07秒の方向18.40mの地点
	5の地点	4の地点から方向角359度22分32秒の方向53.39mの地点
	6の地点	5の地点から方向角63度12分44秒の方向66.99mの地点
	7の地点	6の地点から方向角100度45分36秒の方向63.33mの地点
	8の地点	7の地点から方向角90度27分31秒の方向54.96mの地点
	9の地点	8の地点から方向角133度39分54秒の方向112.89mの地点
	10の地点	9の地点から方向角88度27分21秒の方向7.07mの地点

イ 区 域		ウ 代 表 者 の 氏 名
次の1の地点から19の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と19の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）		北海道知事 堀 達也
1の地点 基点 1（北緯41度59分24秒8996 東経143度09分56秒1312、X = - 222.816.137 Y = 75.852.694）から方向角203度07分22秒の方向169.43 mの地点		（3）埋 立 区 域 ア 位 置 イ 区 域 幌泉郡えりも町字歌別1029番地先の公有水面 次の1の地点から10の地点までを順次に結んだ線及び1の地点と10の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
2の地点 1の地点から方向角278度01分42秒の方向1.91 mの地点		1の地点 基点 1（北緯41度59分24秒8996 東経143度09分56秒1312、X = - 222.816.137 Y = 75.852.694）から方向角344度32分39秒の方向31.06 mの地点
3の地点 2の地点から方向角8度03分42秒の方向50.10 mの地点		2の地点 1の地点から方向角278度03分45秒の方向49.58 mの地点
4の地点 3の地点から方向角278度10分35秒の方向15.94 mの地点		2の地点から方向角189度02分48秒の方向0.88 mの地点
5の地点 4の地点から方向角8度04分05秒の方向120.02 mの地点		3の地点から方向角278度00分23秒の方向59.90 mの地点
6の地点 5の地点から方向角277度54分43秒の方向100.10 mの地点		4の地点から方向角190度47分44秒の方向0.72 mの地点
7の地点 6の地点から方向角8度09分07秒の方向20.45 mの地点		5の地点から方向角277度55分09秒の方向39.99 mの地点
8の地点 7の地点から方向角97度55分09秒の方向39.99 mの地点		6の地点 5の地点から方向角7度25分06秒の方向5.84 mの地点
9の地点 8の地点から方向角10度47分44秒の方向0.72 mの地点		7の地点 6の地点から方向角88度00分01秒の方向100.08 mの地点
10の地点 9の地点から方向角98度00分23秒の方向59.90 mの地点		8の地点 7の地点から方向角8度02分57秒の方向0.10 mの地点
11の地点 10の地点から方向角9度02分48秒の方向0.88 mの地点		9の地点 8の地点から方向角97度58分52秒の方向49.55 mの地点
12の地点 11の地点から方向角98度03分45秒の方向49.58 mの地点		ウ 面 積 750.72㎡
13の地点 12の地点から方向角189度22分17秒の方向22.04 mの地点		（4）免 許 年 月 日 及 び 番 号 昭和60年 4月16日 海港第114号指令
14の地点 13の地点から方向角202度58分57秒の方向62.18 mの地点		（5）公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 えりも町
15の地点 14の地点から方向角190度54分45秒の方向19.98 mの地点		北海道告示第 628 号 公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、次のとおり公有水面の埋立てを承認した。 平成14年 4月 5日 北海道知事 堀 達 也
16の地点 15の地点から方向角168度47分02秒の方向21.17 mの地点		
17の地点 16の地点から方向角179度29分29秒の方向20.27 mの地点		
18の地点 17の地点から方向角214度37分23秒の方向11.27 mの地点		
19の地点 18の地点から方向角250度43分40秒の方向21.48 mの地点		
ウ 面 積 8,207.95㎡		
（4）免 許 年 月 日 及 び 番 号 平成 3 年 5 月22日 砂防第3315号指令		
（5）公有水面埋立法第22条第3項の市町村名 えりも町		
9(1) しゅん功認可の年月日 平成14年 3月27日		1 承 認 年 月 日 平成14年 3月26日
(2) しゅん功認可を受けた者 ア 氏 名 又 は 名 称 イ 住 所 北海道 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目		2 承 認 を 受 け た 国 の 官 庁 (1) 名 称 北海道開発局網走開発建設部 (2) 住 所 網走市新町 2 丁目 6 番 1 号 (3) 代表者の氏名 網走開発建設部長 森井 徹 3 埋 立 区 域

第1354号

報 告 道 海 北

(1) 位 置 域		(2) 区 域	
斜里郡斜里町ウトロ西176番地先の公有水面		次の①の地点から㉞の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と㉞の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）	
①の地点		漁港原点四等三角点宇登呂（北緯44度04分16秒083、東経 1 44度59分39秒059、 $X = -8,171.500$ 、 $Y = 59,603.610$ ）から方向角151度57分08秒の方向419.26mの地点	
②の地点		①の地点から方向角100度50分08秒の方向10.87mの地点	
③の地点		②の地点から方向角233度12分08秒の方向16.68mの地点	
④の地点		③の地点から方向角184度04分48秒の方向36.31mの地点	
⑤の地点		④の地点から方向角212度07分29秒の方向61.30mの地点	
⑥の地点		⑤の地点から方向角212度07分30秒の方向23.19mの地点	
⑦の地点		⑥の地点から方向角214度45分25秒の方向46.38mの地点	
⑧の地点		⑦の地点から方向角217度23分11秒の方向46.38mの地点	
⑨の地点		⑧の地点から方向角220度01分09秒の方向46.38mの地点	
⑩の地点		⑨の地点から方向角222度38分57秒の方向46.38mの地点	
⑪の地点		⑩の地点から方向角224度16分47秒の方向22.30mの地点	
⑫の地点		⑪の地点から方向角225度16分51秒の方向24.08mの地点	
⑬の地点		⑫の地点から方向角227度54分40秒の方向5.52mの地点	
⑭の地点		⑬の地点から方向角246度11分11秒の方向38.96mの地点	
⑮の地点		⑭の地点から方向角230度42分35秒の方向10.00mの地点	
⑯の地点		⑮の地点から方向角250度24分11秒の方向29.61mの地点	
⑰の地点		⑯の地点から方向角49度23分31秒の方向6.06mの地点	
⑱の地点		⑰の地点から方向角317度39分45秒の方向1.10mの地点	
⑲の地点		⑱の地点から方向角49度19分07秒の方向5.00mの地点	
⑳の地点		⑲の地点から方向角137度39分31秒の方向1.17mの地点	
㉑の地点		㉑の地点から方向角49度23分32秒の方向39.98mの地点	
㉒の地点		㉒の地点から方向角47度39分24秒の方向8.28mの地点	
㉓の地点		㉓の地点から方向角317度39分30秒の方向2.14mの地点	
㉔の地点		㉔の地点から方向角47度39分24秒の方向9.25mの地点	
㉕の地点		㉕の地点から方向角143度00分01秒の方向4.89mの地点	
㉖の地点		㉖の地点から方向角45度41分30秒の方向23.19mの地点	
㉗の地点		㉗の地点から方向角45度41分30秒の方向10.42mの地点	
㉘の地点		㉘の地点から方向角45度00分15秒の方向28.80mの地点	
㉙の地点		㉙の地点から方向角42度29分04秒の方向39.77mの地点	

4 埋立てに関する工事の施行区域	
(1) 位 置 域	斜里郡斜里町ウトロ西176番地先
(2) 区 域	次のㄥの地点から㍿の地点までを順次に結んだ線及びㄥの地点と㍿の地点とを結んだ線によって囲まれた区域（日本測地系による測量の成果を使用）
(3) 面 積	7,763.47 m^2 （海浜地盛土 986.67 m^2 ）
ㄥの地点	漁港原点四等三角点宇登呂（北緯44度04分16秒083、東経144度59分39秒059、 $X = -8,171.500$ 、 $Y = 59,603.610$ ）から方向角150度17分45秒の方向398.82mの地点
ロの地点	ㄥの地点から方向角99度16分40秒の方向34.10mの地点
ハの地点	ロの地点から方向角151度33分40秒の方向22.05mの地点
ニの地点	ハの地点から方向角212度40分35秒の方向20.04mの地点
ホの地点	ニの地点から方向角205度10分50秒の方向47.87mの地点
ヘの地点	ホの地点から方向角201度49分27秒の方向62.92mの地点
㍿の地点	ヘの地点から方向角208度34分40秒の方向23.31mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角211度50分47秒の方向46.46mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角220度00分56秒の方向46.52mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角227度31分42秒の方向47.31mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角230度46分42秒の方向47.75mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角236度32分44秒の方向49.03mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角238度18分54秒の方向49.20mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角230度52分02秒の方向15.59mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角256度37分49秒の方向35.05mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角310度01分12秒の方向17.44mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角48度14分40秒の方向19.09mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角49度11分48秒の方向51.18mの地点
㍿の地点	㍿の地点から方向角46度23分13秒の方向33.19mの地点

本の地点	ヨの地点から方向角45度09分22秒の方向39.21mの地点
カの地点	本の地点から方向角42度30分59秒6秒の方向39.79mの地点
ラの地点	カの地点から方向角40度10分58秒の方向39.77mの地点
△の地点	ラの地点から方向角37度52分52秒の方向39.77mの地点
ウの地点	△の地点から方向角35度35分12秒の方向39.64mの地点
本の地点	ウの地点から方向角33度16分29秒の方向39.91mの地点
δの地点	本の地点から方向角32度07分29秒の方向61.30mの地点
オの地点	δの地点から方向角30度24分38秒の方向11.24mの地点
ウの地点	オの地点から方向角30度35分32秒の方向32.45mの地点
(3) 面 積	25,608.08㎡
5 埋立地の用途	道路用地

北海道告示第 629 号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部防災意識課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

苫前町古丹別その2急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱14号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡市	町	字	地	番	標柱番号
苫前郡	苫前町	古丹別	242番1及び242番3の境界	1	
同	同	同	242番1、242番3及び242番4の境界	2	
同	同	同	242番4	3、4、11、12	
同	同	同	453番4	5、6	
同	同	同	240番7	7	
同	同	同	194番1	8	
同	同	同	243番5	9、14	
同	同	同	243番1	10	
同	同	同	242番1	13	

北海道告示第 630 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり

変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

1 函館圏都市計画区域区分に係る事項

(1) 都市計画の種類 市街化区域及び市街化調整区域の区分

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 市街化区域に編入する土地の区域

函館市入船町の一部

上磯町字中野通の一部

七飯町字鳴川町の一部

イ 市街化調整区域に編入する土地の区域

なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 函館圏都市計画下水道に係る事項

(1) 都市計画の種類 下水道

(2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 名称 函館公共下水道

イ 位置

(ア) 排水区域

α 変更前

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面 積 約4,652ha (うち処理区域 約4,652ha)

(内訳) 南 処 理 区 約2,494ha (うち処理区域 約2,494ha)

函館湾処理区 約2,158ha (うち処理区域 約2,158ha)

β 変更後

「排水区域は総括図表示のとおり」

(備考) 面 積 約4,653ha (うち処理区域 約4,653ha)

(内訳) 南 処 理 区 約2,494ha (うち処理区域 約2,494ha)

函館湾処理区 約2,159ha (うち処理区域 約2,159ha)

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第 631 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第4項の規定により、都市計画事業の認可を

第1354号

報 告 公 道 海 北

した。
平成14年4月5日
1 施行者の名称 帯広市西21条北1丁目3番20号 北海道知事 堀 達 也
株式会社 ウイングリン
上記代表者 代表取締役 杉山 修
2 都市計画事業の 帯広圏都市計画その他の処理施設事業
種類及び名称
3 事業施行期間 平成14年4月5日から平成15年3月31日まで
4 事業 地
(1) 収用の部分 帯広市西23条北4丁目6番地5、6番地6
(2) 使用の部分 なし

北海道告示第632号

新十津川町文京土地区画整理組合から、次のとおり理事が就任した旨、土地区画整理法
(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定による届出があった。
平成14年4月5日

区 分	就任年月日	氏 名	住 宅	北海道知事 堀 達 也
就 任	平成14. 3. 26	渡 邊 武 雄	樺戸郡新十津川町字弥生44番地	
同	同	中 村 為 男	字中央313番地14	
同	同	太 田 武 同	字中央17番地2	
同	同	菅 原 てる子	字中央303番地1	
同	同	二 橋 学 同	字中央16番地16	
同	同	中 村 光 宏 同	字中央341番地19	
同	同	瀬 川 房 雄 同	字中央24番地13	
同	同	銅 谷 一 男 同	字中央21番地3	
同	同	瀧 澤 敏 之 同	字中央21番地19	

北海道告示第633号

都市計画法 (昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工
事は、完了した。
平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 中川郡幕別町札内みずほ町143番地1 ほか140筆 (第3工区)
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 中川郡幕別町本町130番地 幕別町土地開発公社 理事長 西 尾 治
- 3 開発許可年月日及び番号 平成4年5月18日 都整第4 - 2号

北海道告示第634号

都市計画法 (昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事
業の事業計画の変更を認可した。
平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- 1 (1) 施行者の名称 登別市 室蘭圏都市計画下水道事業 登別公共下水道
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
- (3) 事業の施行期間 昭和57年1月17日から平成18年3月31日まで
- (4) 事業 地
- ア 収用の部分 昭和57年北海道告示第97号、平成元年北海道告示第1768号、平成7年北海道告示第1870号、平成10年北海道告示第1477号及び平成12年北海道告示第147号の事業地に、登別港町2丁目及び千歳町2丁目を加える。
- イ 使用の部分 昭和57年北海道告示第97号、平成元年北海道告示第1768号、平成7年北海道告示第1870号、平成10年北海道告示第1477号、平成12年北海道告示第147号の事業地に若山町2丁目、若山町3丁目及び富岸町1丁目において事業地を変更する。

- 2 (1) 施行者の名称 小樽市 小樽都市計画下水道事業 小樽公共下水道
- (2) 都市計画事業の種類及び名称
- (3) 事業の施行期間 昭和33年3月26日から平成20年3月31日まで
- 4 事業 地
- ア 収用の部分 変更なし
- イ 使用の部分 昭和33年建設省告示第503号、昭和50年北海道告示第2912号、昭和55年北海道告示第1089号、昭和57年北海道告示第330号、昭和58年北海道告示第1927号、昭和59年北海道告示第689号、昭和61

年北海道告示第1143号、昭和62年北海道告示第1690号、昭和63年北海道告示第1575号、平成3年北海道告示第976号、平成5年北海道告示第211号、平成7年北海道告示第1928号、平成8年北海道告示第582号、平成10年北海道告示第1757号、平成11年北海道告示第1141号及び平成12年北海道告示第1655号の事業地のうち小樽市塩谷2丁目、春香町及び張碓町において事業地を変更する。

北海道告示第 635 号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
(1) 落札に係る物品等の名称 P C用紙A 4再生上質紙1箱当たり単価
(2) 数量 調達予定数量 23,000箱
- 2 落札を決定した日
平成14年3月26日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 モノラック商事株式会社
(2) 住 所 札幌市東区北16条東1丁目
- 4 落札金額
P P C用紙A 4再生上質紙1箱当たり単価 1,100円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成14年北海道告示第215号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道出納局物品管理課
(2) 所在地 北海道札幌市中央区北3条西6丁目

公

報

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成14年4月1日、公印の作成及び廃止について次のとおり公印台帳に登録した。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

1 作成した公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印	影	寸 法	使用開始年月日
北海道立北方建築総合研究所長之印	北海道立北方建築総合研究所	一般文書用			方25ミリメートル	平成14. 4. 1

2 廃止した公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸 法	法
北海道立寒地住宅都市研究所長之印	北海道立寒地住宅都市研究所	一般文書用	方25ミリメートル	

北海道公印規程（昭和45年北海道訓令第19号）第8条第2項の規定により、平成14年4月5日、公印の改刻について次のとおり公印台帳に登録した。

平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

1 改刻後の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	印	影	寸 法	使用開始年月日
北海道石狩支庁長印	北海道石狩支庁	納税証明用			方25ミリメートル	平成14. 4. 5

2 改刻前の公印

公印の名称	備置き機関名	用途	寸 法	法
北海道石狩支庁長印	北海道石狩支庁	納税証明用	方25ミリメートル	

公 告

種苗法（平成10年法律第83号）第18条第1項の規定により、次のとおり品種登録がされた。
平成14年4月5日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 品種登録番号及び登録年月日
第9789号 平成14年3月1日
- (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
稲 吟風
- (3) 登録品種の特性の概要

この品種は、「八反錦2号」×「上育404号」の雑種第1代を母、「きらら397」を父として交配した組合わせの雑種後代から選抜育成された品種であり、「八反錦2号」の心白、醸造適性と「上育404号」「きらら397」の早生、多収性を結びつけた北海道品種では初めての心白を持つ酒造好適米品種である。

稈長はやや短で、穂長と穂数は中で、草型は中間型に属する。ふ色およびふ先色は黄白で、稀に短芒を有する。出穂期と成熟期は中生の早である。耐倒伏性はやや強～強で、障害型耐冷性の穂ばらみ期はやや強、開花期耐冷性は極弱～弱である。いもち病真性抵抗性遺伝子型は *Pii, Pih* と推定され、いもち病の圃場抵抗性は葉いもちが強く、穂いもちがやや強である。収量は「きらら397」並である。玄米の粒形はやや円で、大きさはやや大である。千粒重は「きらら397」より重く、「初雫」並み。心白を多く発現し、醸造用の玄米品質は上下である。白米の蛋白含有率は両品種よりもやや高い。従来の北海道品種に比べ、高度搗精時の碎米率はやや低く、白米の吸水性が良く、消化性が良い。また、酒母やもろみにおける溶解性が良く、原料処理、蒸米および製麹作業性が良好である。官能試験の結果では同等か、やや優る。

「きらら397」と比較して穂数が少ないこと、割籾が少ないこと、いもち病抵抗性と耐倒伏性が強いこと、玄米が大きくやや円く心白を有し千粒重が重いこと、酒造適性が優れること等で、「初雫」に比べて穂長が長いこと、割籾が少ないこと、いもち病抵抗性と耐倒伏性が強いこと、玄米が大きくやや円く心白を有すること、蛋白含有率がやや高いこと、酒造適性が優れること等で、区別性が認められる。

- (4) 育成者権の存続期間
20年
- 2(1) 品種登録番号及び登録年月日
第9796号 平成14年3月1日

- (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
大豆 いわいくろ
- (3) 登録品種の特性の概要

この品種は、極大粒、良質の黒大豆「晩生光黒」を母、わい化病抵抗性の白目大粒系統「中育21号」を父として育成された黒大豆で、晩生多収の主要品種「中生光黒」の熟期、耐病性、外觀品質、煮豆加工適性を改良した品種である。

円葉、白花、褐毛で、主茎長は「中生光黒」より短く「トカチクロ」並みである。開花期、成熟期は「中生光黒」より早く、「トカチクロ」並みである。最下着英位置はやや高く、倒伏は「中生光黒」より少ないので機械収穫が可能である。ダチズわい化病抵抗性はやや強である。極大粒で「中生光黒」より大きく豊満で外觀品質は優れる。粒の光沢はやや鈍い。粗蛋白含有率は「中生光黒」より低く「トカチクロ」並みである。裂皮は「中生光黒」よりやや発生する。煮豆製品は「中生光黒」、「トカチクロ」に比べて大粒で見栄え、色沢、風味が良く、煮豆加工適性は「中生光黒」より優れ、ほぼ「晩生光黒」並みに優れる。

「中生光黒」と比較して、熟期が早いこと、わい化病抵抗性であること、極大粒であること等で区別性が認められる。

- (4) 育成者権の存続期間
20年

- 3(1) 品種登録番号及び登録年月日
第9797号 平成14年3月1日

- (2) 品種の属する農林水産植物の種類及び登録品種の名称
大豆 ハヤヒカリ

- (3) 登録品種の特性の概要

この品種は、難裂英性の褐目系統である「十系679号」を母、耐冷性強の褐目多収品種である「キタボスレ」を父として育成され、耐冷多収品種「キタムスメ」の熟期、機械収穫適性を改良した品種である。

花色が白、小葉が円葉、毛茸色は褐で、主茎長は「キタムスメ」より短く、倒伏に強い。成熟期は「キタムスメ」より早く、難裂英性で機械収穫に適する。子実は醗の色が暗褐、種皮色が黄白で、粒形は球、裂皮の発生が少ない。

加工適性について、もやしでは品質が優れるばかりでなく製品収量も高い。味噌はきめ細やかで色に鮮やかさがあり味も良い。納豆や煮豆は「キタムスメ」と同様に良好である。

「キタムスメ」と比較して、熟期が早いこと、難裂英性であること、耐倒伏性が強いこと、裂皮が発生しにくいこと等で区別性が認められる。

(4) 育成者権の存続期間 20年	
支 庁 告 示	
北海道石狩支庁告示第31号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成14年4月5日 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道石狩支庁長 山 本 文 夫 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北広島市大曲緑ヶ丘2丁目14番地1 株式会社 古沢商会 代表取締役 古澤 英也 3 開発許可年月日及び番号 平成13年10月12日 石建指第13 - 2号	
北海道石狩支庁告示第32号 次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確認できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。 なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。 平成14年4月5日 1 住 所 札幌市中央区大通17丁目1番地46 カースフォルテ401号 北海道石狩支庁長 山 本 文 夫 2 商号又は名称 ワールドクレジット 3 氏 名 灰野 司樹 4 登録番号 北海道知事1石第02224号 5 主たる営業所の所在地 札幌市中央区南2条西6丁目12番1号 グッドホームビル4F 6 従たる営業所の名称及び所在地 なし	
北海道渡島支庁告示第7号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。 平成14年4月5日 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 北海道渡島支庁長 松 田 光 院 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 亀田郡七飯町本町301番地2 松井 俊一 3 開発許可年月日及び番号 平成13年8月6日 変更渡建指第13 - 7号	
北海道十勝支庁告示第7号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成14年4月5日 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 北海道十勝合同庁舎清掃業務 一式 北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治 2 落札を決定した日 平成14年3月15日 3 落札者の氏名及び住所 環境衛生工業株式会社 (1) 氏 名 (2) 住 所 旭川市8条通9丁目左6号 4 落札金額 10,332,000円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成14年2月1日付け北海道十勝支庁告示第2号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道十勝支庁総務部総務課 (2) 所在地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目 電話番号 0155 - 27 - 8502	
公 安 委 員 会 告 示 北海道公安委員会告示第25号 昭和60年北海道公安委員会告示第25号（善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害する行為又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため必要がないと認める地域の指定）	

の一部を次のように改正する。

平成14年4月5日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1の事項中「1番から3番まで」を「103番1から103番12まで」に、「28番」を「28番1から28番21まで」に、「住居地域」を「第2種住居地域」に改める。

2の事項を次のように改める。

2 釧路市愛国東1丁目39番982から39番986まで、39番1000から39番1005まで、39番1015から39番1020まで、39番1024から39番1027まで、39番1144、39番1791、39番1906、39番1907及び39番2451並びに釧路市愛国東2丁目39番33、39番34、39番37、39番38、39番49、39番50、39番53から39番56まで、39番65、39番66、39番80、39番81、39番84、39番85、39番96、39番97、39番1694、39番1782、39番1789、39番2474及び39番2967

北海道公安委員会告示第26号

昭和60年北海道公安委員会告示第24号（良好な風俗環境を保全するために支障がないと認める地域の指定）の一部を次のように改正する。

平成14年4月5日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

1の事項中「及び札幌市中央区南6条西1丁目2番地札幌明照幼稚園の敷地の周囲100メートルの区域内の地域のうち、札幌市中央区南4条及び南5条（南5条通り以北の地域に限る。）のそれぞれ西1丁目並びに南4条、南5条、南6条及び南7条のそれぞれ西2丁目の地域」を削る。

2の事項を削る。

3の事項中「318番地」を「6番25号」に改め、「18番、20番2、20番3」及び「24番1」を削り、同事項を2の事項とする。

4の事項を3の事項とし、同事項の次に次の1事項を加える。

4 小樽市朝里川温泉2丁目670番地1から670番19まで、673番1から673番60まで、674番、675番2及び675番3、676番1から676番8まで、677番7から677番15まで、681番1から681番16まで、682番2から682番7まで、686番1から686番68まで、687番1から687番12まで、688番から691番まで、692番1から692番112まで、693番2から693番9まで、694番1から694番61まで、695番1から695番14まで、726番、727番1及び727番2、728番1及び728番2、729番から733番まで、743番、744番1及び744番2、745番から748番まで、753番1及び753番2、754番1から754番15まで、755番、758番並びに759番のうち都市計画法第2章の規定により定められた第1種住居地域内の地域

5の事項を次のように改める。

5 虻田郡虻田町字洞爺湖温泉町のうち国道230号線以東の都市計画法第2章の規定により

定められた第2種住居地域内の地域
6及び7の事項を削る。

8の事項中「92番地7」を「92番地1」に、「92番地7登別温泉保育所」を「92番地1登別市立登別温泉保育所」に、「185番地」を「184番地」に改め、同事項を6の事項とする。
9の事項を7の事項とし、10の事項を8の事項とする。

北海道公安委員会告示第27号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の検定をいう。）を行ったので、同規則第9条第1項の規定により公示する。

平成14年4月5日

北海道公安委員会委員長 潮 田 隆

検定申請者の氏名 又は名称及び住所		大阪府大阪市北区本庄東1丁目1番10号 株式会社バリエック
代表者の氏名		代表取締役 中野 純弘
製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府堺市八田西町2丁目11番47号 神奈川県海老名市下今泉3丁目11番1号
型式 の 概 要	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
製造業者名		ブラックエンジェルズ2
型式試験番号		株式会社バリエック 14070100
検定年月日		平成14年4月5日
検定番号		第14070100号
検定の有効期間		公示の日（平成14年4月5日）から3年間
検定申請者の氏名 又は名称及び住所		群馬県桐生市境野町七丁目201番地 株式会社ソフイア
代表者の氏名		代表取締役 井置 定男
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町七丁目201番地
型式 の 概	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ
製造業者名		ミラクルスワースV 株式会社ソフイア

	要	型式試験番号	20005500
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第20005500号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都江東区有明三丁目1番地25 株式会社ミズホ	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 安藤 壽雄	
3	製造又は検査を行 う事業所の所在地	栃木県小山市荒井561番地 千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型 式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	ＣＲもののけやしき	
	製造業者名	株式会社ミズホ	
	型式試験番号	20001200	
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第20001200号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	4	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社
代 表 者 の 氏 名		代表取締役 永野 裕豊	
製造又は検査を行 う事業所の所在地		愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
型 式		遊技機の種類	ばちんこ遊技機
遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ	
型 式 名		ＣＲギンギンタクシー2号Ｃ	
製造業者名		豊丸産業株式会社	
型式試験番号		22003500	
検 定 年 月 日		平成14年4月5日	
検 定 番 号		第22003500号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地 豊丸産業株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 永野 裕豊	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地	
	型 式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機

5	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ
	型 式 名	ＣＲギンギンタクシー3号Ｃ	
	製 造 業 者 名	豊丸産業株式会社	
	型式試験番号	22003800	
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第22003800号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地 株式会社ニューギン	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 新井 悠司	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
6	型 式	遊技機の種類	ばちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号ロ	ＣＲダイナマイトキューティーＪ
	型 式 名	製 造 業 者 名	株式会社ニューギン
	型式試験番号	22005600	
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第22005600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4 株式会社エエ	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 赤松 泰治	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	兵庫県伊丹市北伊丹9丁目80番地の4	
7	型 式	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	チェリートラベル-30	
	製 造 業 者 名	株式会社エエ	
	型式試験番号	24001600	
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第24001600号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	大阪府堺市旭ヶ丘北町1丁4番5号 株式会社ネット	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 国本 幸司	

8	製造又は検査を行う事業所の所在地		大阪府八尾市沼2丁目4番1号
	型式の種類	回胴式遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型式名	ゼット・30	
	製造業者名	株式会社ネット	
	型式試験番号	24003100	
	検定年月日	平成14年4月5日	
	検定番号	第24003100号	
	検定の有効期間		公示の日（平成14年4月5日）から3年間
	9	検定申請者の氏名又は名称及び住所	
代表者の氏名		代表取締役 毒島 秀行	
製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県伊勢崎市三和町2732番地1	
型式の種類		ぱちんこ遊技機	
型式の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
型式名		ＣＲフイーパーバイキングＳＰ	
製造業者名		株式会社三共	
型式試験番号		20004000	
検定年月日		平成14年4月5日	
検定番号		第20004000号	
10	検定の有効期間		公示の日（平成14年4月5日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都渋谷区東二丁目23番3号
	代表者の氏名		代表取締役 實田 久治
	製造又は検査を行う事業所の所在地		群馬県桐生市境野町六丁目460番地
	型式の種類	ぱちんこ遊技機	
	型式の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型式名	ＣＲフイーパーダチヨウ倶楽部ＧＰ	
	製造業者名	株式会社ダイドー	
	型式試験番号	20006400	
	検定年月日	平成14年4月5日	
検定番号	第20006400号		
検定の有効期間		公示の日（平成14年4月5日）から3年間	

11	検定申請者の氏名又は名称及び住所		愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地
	代表者の氏名		株式会社ニューギン
	製造又は検査を行う事業所の所在地		代表取締役 新井 悠司
	型式の種類	三重県桑名市大字下深谷部字山之原337番1	
	型式の区分	ぱちんこ遊技機	
	型式名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	製造業者名	ワニざんす	
	型式試験番号	株式会社ニューギン	
	検定年月日	21002000	
	検定番号	平成14年4月5日	
12	検定の有効期間		第21002000号
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		公示の日（平成14年4月5日）から3年間
	代表者の氏名		東京都江東区有明三丁目1番地25
	製造又は検査を行う事業所の所在地		株式会社エレコ
	型式の種類	代表取締役 小森富美雄	
	型式の区分	鳥取県米子市和田町1343番地	
	型式名	栃木県小山市荒井561番地	
	製造業者名	栃木県小山市荒井561番地	
	型式試験番号	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	検定年月日	24004700	
13	検定の有効期間		平成14年4月5日
	検定番号		第24004700号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年4月5日）から3年間
	検定申請者の氏名又は名称及び住所		東京都江東区有明三丁目1番地25
	代表者の氏名		株式会社ミズホ
	製造又は検査を行う事業所の所在地		代表取締役 安藤 壽雄
	型式の種類	栃木県小山市荒井561番地	
	型式の区分	千葉県四街道市鷹の台一丁目1番地	
	型式名	ぱちんこ遊技機	
	製造業者名	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	

	要	型式試験番号	20005300
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第20005300号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都台東区東上野三丁目12番9号 株式会社エース電研	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 武本 孝俊	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	東京都荒川区東日暮里二丁目48番6号	
	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	型 式 名	C R ドクターラボ R X	
	製 造 業 者 名	株式会社エース電研	
	型式試験番号	20006200	
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第20006200号	
14	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 實田 久治	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	遊技機の種類	回胴式遊技機	
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	フイーバーフロンケン S	
	製 造 業 者 名	株式会社タイドー	
	型式試験番号	24006000	
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第24006000号	
	検定の有効期間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区長先町92番地 太陽電子株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 安井 一俊	
15	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中区長先町92番地	
	遊技機の種類	回胴式遊技機	

16	式	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型 式 名	ヒマツリ	
	製 造 業 者 名	太陽電子株式会社	
	概要	型式試験番号	24001900
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第24001900号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	愛知県名古屋市中区長先町92番地 太陽電子株式会社	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 安井 一俊	
	製造又は検査を行 う事業所の所在地	愛知県名古屋市中区長先町92番地	
17	型	遊技機の種類	回胴式遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号	
	型 式 名	ダイフンカ - 30	
	概要	製造業者名	太陽電子株式会社
	型式試験番号	24004200	
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第24004200号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都渋谷区東二丁目23番3号 株式会社タイドー	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 實田 久治	
18	製造又は検査を行 う事業所の所在地	群馬県桐生市境野町六丁目460番地	
	型 式 名	遊技機の種類	ぱちんこ遊技機
	遊技機の区分	遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第1号イ	
	概要	製造業者名	フイーバーダチャヨウ倶楽部DX 株式会社タイドー
	型式試験番号	20007100	
	検 定 年 月 日	平成14年4月5日	
	検 定 番 号	第20007100号	
	検 定 の 有 効 期 間	公示の日（平成14年4月5日）から3年間	
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所	東京都立川市上砂町5丁目13番地7 株式会社アクト技研	
	代 表 者 の 氏 名	代表取締役 町野 忠英	

19	製造又は検査を行 う事業所の所在地		栃木県芳賀郡二宮町久下田西4丁目151
	型式		遊技機の種類 回胴式遊技機
	型式の 遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名		モバ・モガZ
	概要		製造業者名 株式会社アクト技研
	型式試験番号		14066100
	検定年月日		平成14年4月5日
	検定番号		第14066100号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年4月5日）から3年間
	検定申請者の氏名 又は名称及び住所		東京都立川市上砂町5丁目13番地7 株式会社アクト技研
	代表者の氏名		代表取締役 町野 忠英
	製造又は検査を行 う事業所の所在地		栃木県芳賀郡二宮町久下田西4丁目151
	型式		遊技機の種類 回胴式遊技機
	型式の 遊技機の区分		遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則第6条第2号
	型式名		ソインチェリーズ
	概要		製造業者名 株式会社アクト技研
	型式試験番号		14067600
	検定年月日		平成14年4月5日
	検定番号		第14067600号
	検定の有効期間		公示の日（平成14年4月5日）から3年間

震 防 災 会 議 公 表

災害対策基本法（昭和36年法律223号）第40条第1項の規定により、北海道地域防災計画（本編・地震防災計画編・原子力防災計画編）を修正したので、同条第4項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成14年4月5日

北海道防災会議会長

北海道知事 堀 達 也

1 修正の目的

平成12年3月31日に発生した有珠山火山噴火災害における災害対策上の教訓や防災関係法令の改正などを関連各計画に反映することを目的として、北海道地域防災計画（本編・

地震防災計画編・原子力防災計画編）の修正を行った。
主な修正事項

- 有珠山噴火災害に係る修正
ア 災害対策組織に係る整理
イ 防災関係機関が保有する情報の共有化に係る整理
ウ 災害弱者への配慮、大規模災害における避難施設等の広域連携、避難者把握に係る整理
 - 防災関係法令の改正等に伴う修正
ア 感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律
イ 災害救助法
ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
エ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
 - 地震防災計画編に係る修正
ア 本編の修正に合わせた整理、見直し
イ 都市計画との整合、防災意識高揚などの観点からの整理
ウ 津波対策の視点から、避難場所・避難方法などについての整理、追加
エ 災害弱者支援体制の強化に関する整理
 - 原子力防災計画編に係る修正
ア 本編の修正に合わせた整理、見直し
イ 泊発電所原子力事業者防災業務計画の見直しに伴う修正
- 2 修正年月日 平成14年3月29日
- 3 修正の概要
（「修正の概要」は、省略し、北海道総務部総合防災対策室防災消防課及び原子力安全対策課に備え置いて縦覧に供する。）